

コンピュータ・プログラムの著作権

平成 18 年度著作権委員会 第一部長 川崎 仁

I. 著作者

1. 著作権は原始的に誰に帰属するのか

第 17 条は、「著作者は、次条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。」と規定し、著作者が、著作者人格権と著作権を有していることを明らかにしている。

第 2 条第 1 項第 2 号は、「著作者とは、著作物を創作するものをいう。」と規定している。

プログラム著作物の創作行為とは、第 10 条第 3 項第 3 号に規定された解法すなわちアルゴリズムをコーディングすることをいう。したがって、プログラム著作物の著作権者は、基礎となるアイデアや解法を考えた人でなく、実際にコーディングを行った者である。

ここで、「者」とは、自然人の他に、法人も含まれる。このように、法人も含まれる点で特許法と異なる。

2. 共同著作

第 2 条第 1 項第 12 号は、「共同著作物とは、二以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別に利用することができないものをいう。」と規定している。

「各人の寄与を分離して個別に利用することができないもの」とは、各人の分担部分を切り離してそれぞれに利用できないものをいうとされている（加戸守行著「著作権法逐条解説」四訂新版 49 頁下から 4 行、第 3 行）。

共有著作権に関しては、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができず（第 65 条第 1 項）、またその共有者全員の合意によらなければ、行使することができない（第 65 条第 1 項）。

3. コンピュータ・プログラムについての法人著作

第 15 条第 2 項は、「法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人とする。」と規定している。

a 「法人等の発意に基づき」とは、著作物作成の意志が直接又は間接に使用者の判断に係っていることをいうとされている。

b 「その法人等の業務に従事する者」について、最高裁判所は、「RGB アドベンチャー事件」（平成 15 年 4 月 11 日判決・判例時報 1822 号 133～137 頁・判例タイムズ 1123 号 94～97 頁）で、『「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かについては、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかを、業務実態、指揮監督の有無、対価の額及び支払い方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断するべきものと解するのが相当である。』と判示している。

c 「職務上」とは、従業者が自分に与えられた仕事として著作物を作成することを意味するとされている（前掲加戸 145 頁 14～15 行）。

d 「その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り」とは、その著作が上記 a, b, c を充足していたとしても、契約、勤務規則その他で、法人等の著作にならない場合を定めておけば、従業者の著作とすることができるという意味である。

e 他の著作物の場合には、法人著作の要件として、「…その法人等が自己の著作の名義の下に公表す

るものの著作物は、…」(15条1項)としているが、プログラムの著作物の場合には、本来公表を予定していないものや、無名又は作者以外の名義で公表されるものが多いので、公表や公表名義を要件にすると実態にそぐわなくなるので、この要件が外されている。(参考：新潟鉄工事件(東京地裁昭和60年2月13日判決・判例時報1146号23頁-控訴審・東京高裁昭和60年12月4日判決・判例時報1190号143頁)

f なお、著作権法においては、「法人には、法人格を有しない社団または財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。」と規定されている(第2条第6項)。

参考判決：宇宙開発事業団プログラム事件(平成18年(ネ)10003：知財高裁平成18年12月26日判決)

II. 権利内容

著作権の中には、著作者人格権と財産権としての著作権がある。

1. 著作者人格権

著作者人格権には、公表権(第18条)、氏名表示権(第19条)、同一性保持権(第20条)がある。

a 公表権(第18条)

第18条第1項は、「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。)を公衆に提供し、又は展示する権利を有する。」と規定している。その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合、当該著作物その著作権の行使により公衆に提供し、又は展示することにつき同意があったものと推定される(第18条第2項第1号)。「当該著作物その著作権の行使により」とは、複製権が譲渡された場合には、複製権の範囲内であるということである。以上の公表権は、その著作物を原著作物とする二次的著作物についても適用される。

b 氏名表示権(第19条)

第19条第1項は、「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、

又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。」と規定している。変名とは、雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるものを言う(第14条参照)。また、第19条第2項は、「著作物を利用する者は、その著作者の別段の意志表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができる。」と規定し、著作物の利用者が、その利用に際して著作者名の表示の承諾を必要としないこととしている。以上の公表権は、その著作物を原著作物とする二次的著作物についても適用される。

c 同一性保持権(第20条)

第20条第1項は、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と規定している。ただし、コンピュータ・プログラムの著作物については、第20条第2項第3号で、「特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようになるため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようになるための改変」と同一性保持権の適用除外の規定を設けている。プログラムの場合には、バグと呼ばれる誤りの修正や、機能を向上させるための修正が必要な場合があり、また、このような修正を認めても、著作権者の名誉等を害するとはいえないと考えられ、この規定が導入された。参考判決：ときめきメモリアル(メモリーカード)事件(大阪地裁平成9年11月27日判決・判例タイムス965号253頁-控訴審・大阪高裁平成11年4月27日判決・判例時報1700号129頁-上告・最高裁平成13年2月13日判決・最高裁判所民事判例集55巻87頁：「ゲームソフトのプログラムを改変するメモリーカードを制作した制作者は、プレーヤーを介して本件著作物の同一性保持権を侵害した」と判示。本件ゲームソフトは、データに保存された映像や音声をプログラムによって読み取り再生した上、プレーヤーの主体的な参加によって初めてゲームの進行が図られる点で、「映画の著作物」と「プログラムの著作物」とが単に併存しているにすぎないものではなく、両者が相關して「ゲーム映像」とでもいふべき複合的な性格の著作物を形成している。

三国志Ⅲ事件（東京地裁平成7年7月14日判決・判例時報1538号203頁－控訴審・東京高裁平成11年3月18日判決・判例時報1684号112頁）：ゲームソフトにおいて、著作権者の予定外のデータを書き込んだものは、それをプレーするとき、著作権者の予定した範囲外の展開になったとしても、プログラム自体が改変されていない限り同一性保持権を侵害しない。上記展開は、プログラムの著作権ではない。

2. 著作権（財産権）

コンピュータ・プログラムに関する財産権としての著作権には、複製権（21条）、上映権（第22条の2）、公衆送信権等（送信可能化権も含む）（23条）、譲渡権（26条の2）、貸与権（26条の3）、翻訳権、翻案権等（27条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（28条）がある。

a 複製権（第21条）

第21条は、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」と複製権を規定している。ここで、複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう（第2条第1項15号）。例えば、電子計算機の中に記憶されているコンピュータ・プログラムをCD-ROMに記録することは、この複製にあたる。

しかし、第47条の2第1項は、「プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。」と規定している。

例として、田村「著作権法概説・第2版」224頁では、『第一に、プログラムの滅失、毀損に備えるバックアップのための複製。第二に、プログラムをコンピュータで使用するための手順の一環として、ソース・プログラムからオブジェクト・プログラムへ変換するための複製、翻案、ランダムアクセスを可能とするためのテープからディスクやドラムに記録媒体を変更するための複製。第三に、バグを取り除いたり、使用者のコンピュータで使用可能とするために必要となるプログラムの改変に伴うリプレイスのための複製、翻案。

そして、第四に、処理の効率性を高めるため、例えば、機能追加等のバージョンアップのための複製、翻案などを挙げることができる』としている。

ただし、契約で別段の定めがある場合や、プログラムの複製物にプロテクトがかけられている場合には、バックアップコピーをとることができないとされている。

なお、上記第47条の2第1項により作成された著作物の複製物を頒布する等の行為は、第21条の複製を行ったとみなされ（第49条第1項第3号）、また、滅失以外の事由により、元となる複製物の所有権を有しなくなった場合には、その者は、上記第47条の2第1項により作成された複製物を保持してはならない（第47条の2第2項）。保持した場合には、第21条の複製を行ったとみなされる（第49条第1項第4号）。

著作権には、使用権は無いので、電子計算機でコンピュータ・プログラムを使用することは著作権侵害とはならないが、違法に作成された複製物であることを知っていて、この複製物の使用の権原を取得した場合は、その複製物を業務上電子計算機において使用する行為は著作権を侵害する（113条2項）。参考：システムサイエンス事件（東京地裁平成7年10月30日判決・判例時報1560号24頁：著作権侵害を争っている者が、著作権法113条1項1号所定の「著作権……を侵害する行為によって作成された物」であるとの「情を知る」とは、その物を作成した行為が著作権侵害である旨判断した判決が確定したことを知る必要があるものではなく、仮処分、未確定の第一審判決等、中間的判断であっても、公権的判断で、その物が著作権を侵害する行為によって作成された物である旨の判断、あるいは、その物が著作権を侵害する行為によって作成された物であることに直結する判断が示されたことを知れば足りるものと解するのが相当であると判示している。

なお、電子計算機の記憶領域へのコンピュータ・プログラムの一時的な格納による無断複製は、著作権侵害となるか否かについては争いがある。

参考判決：トーションレース編み機用ソフトウェア事件（平成17年（ワ）12938：東京地裁平成18年12月13日

b 上映権（第22条の2）

第22条の2は、「著作権者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。」と上映権を規定している。ここで、上映とは、著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいう（第2条第1項17号）。例えば、ゲームソフトの実行中に、ディスプレイ上に画像が表示されるが、この表示も上映である。

c 公衆送信権等（送信可能化権も含む）（23条）

第23条第1項は、「著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。」と公衆送信権及び送信可能化権を規定し、第23条第2項は、「著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」と規定している。

ここで、公衆送信は、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう（第2条第1項第7号の2）。このようにプログラムの著作物以外の著作物においては、同一構内の送信は公衆送信とはされないが、プログラムの著作物にあっては、同一構内の送信であっても公衆送信とされる。したがって、コンピュータ・プログラムについては、同一構内の送信であっても、無断送信の場合には著作権侵害を構成する。なお、先に、電子計算機の記憶領域へのコンピュータ・プログラムの一時的な格納による無断複製は、著作権侵害となるか否かについては争いがあると述べたが、その格納されたコンピュータ・プログラムが送信されたものである場合には、公衆送信権の侵害として処理されればよいであろう。

なお、自動公衆送信とは、公衆送信のうち、公衆からの求めにより自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう（第2条第1項第9

号の4）。また、送信可能化とは、「次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。」と規定されている（第2条第2項第9号の5）。また、著作権法においては、「公衆には、特定かつ多数の者を含むものとする。」と規定されている（第2条第5項）。

d 譲渡権（26条の2）

第26条の2は、「著作権者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を占有する。」と規定している。

例えば、電子計算機の中に記憶されているコンピュータ・プログラムをCD-ROMに記録し、このCD-ROMを公衆に販売することは、この譲渡にあたる。

この譲渡権は、譲渡権を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製

物については適用されない（第 26 条の 2 第 2 項第 1 号：譲渡権の消尽）。この譲渡権の消尽は、上記著作物の原作品等が特定かつ少数の者に譲渡された場合も適用される（第 26 条の 2 第 2 項第 1 号）。

我が国は、第 26 条の 2 第 2 項第 4 号で上記の譲渡権の消尽が国際的にも生ずる（国際消尽）としている。第 26 条の 2 第 2 項第 4 号は、「この法律の施行地外において、前項に規定する権利（譲渡権）に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者又はその許諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物については適用されない。」旨を規定している。従って、適法な著作物の複製物の並行輸入は著作権侵害とはならない。

なお、善意者に係る譲渡権の特例として、第 113 条の 2 は、「著作物の原作品若しくは複製物、…の譲渡を受けたときにおいて、当該著作物の原作品若しくは複製物、…がそれぞれ第 26 条の 2 第 2 項各号、…のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、…を公衆に譲渡する行為は、26 条の 2 第 1 項、…に規定する権利を侵害する行為ではないものとみなす。」と規定し、善意・無過失者を保護している。

e 貸与権（26 条の 3）

第 26 条の 3 は、「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」と貸与権を規定している。

例えば、電子計算機の中に記憶されているコンピュータ・プログラムを CD-ROM に記録し、この CD-ROM を公衆にレンタルすることは、この貸与にあたる。

第 2 条第 8 項には、『この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもってするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。』と規定されている。買い戻し特約付き売買等がこれに当たると考えられている。〔中古販売形式のプログラムの無断貸与・著作権侵害に対する仮処分申請（東京地裁昭和 61 年 3 月 28 日決定・判例タイムス

597 号 95 頁）]、翻訳権、翻案権等（27 条）、二次的著作物の利用に関する原作者の権利（28 条）。

なお、レンタルされたコンピュータ・プログラムについては、第 47 条の 2 第 1 項で認めている複製又は翻案は認められない。これは、プログラムの著作物の複製物の所有者が、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において認められるものであるからである。

f 翻訳権、翻案権等（第 27 条）

第 27 条は、『著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。』と翻訳権、翻案権等を規定している。

コンピュータ・プログラムについての翻案とは、その機能の向上を図るためのバージョンアップ等を含む。コンピュータ・プログラムの言語を機械により変換する行為は、翻案ではなく複製と考えられている。

上記したように、第 47 条の 2 第 1 項は、「プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。」と規定している。しかし、「複製権」の項で述べたように、極限られたものに限定されると解される。

g 二次的著作物の利用に関する原作者の権利（第 28 条）

第 28 条は、「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類を専有する。」と規定している。したがって、二次著作物を利用する場合には、原著作物の著作者の許諾も必要である。

二次的著作物とは、原著作物であるコンピュータ・プログラムの翻案によって創作された二次的なコンピュータ・プログラムがこれに当たる。なお、原著作権者の承諾なく作成された二次的なコンピュータ・プログラムも二次的著作物である。

Ⅲ. 保護期間

1. 保護期間の原則（第 51 条）

a 保護期間の開始時（第 51 条第 1 項）

著作物の創作の時に始まる。なお、著作権法においては、無方式主義をとっているため他の要件は必要ない。

b 存続期間（第 51 条第 2 項）

イ 単独著作者による著作物の場合

著作者の死後 50 年を経過するまでの間である。

ロ 共同著作物の場合

最後に死亡した著作者の死後 50 年を経過するまでの間である。

2. 無名又は変名の著作物の保護期間（第 52 条第 1 項）

その著作物の公表後 50 年である。ただし、その保護期間の満了前にその著作者の死後 50 年を経過していると認められるときには、その 50 年を経過したと認められる時において、消滅したものとされる。

3. 団体名義の著作物の保護期間（第 53 条）

法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著

作権は、その著作物の公表後 50 年である。ただし、公表されなかった場合には、その創作後 50 年である。第 15 条第 2 項の規定により法人その他の団体のプログラムの著作物の著作権の存続期間に関しては、第 53 条第 1 項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する（第 53 条第 3 項）。

4. 保護期間の計算方法（第 57 条）

上記の著作者の死後 50 年又は著作物の公表後 50 年若しくは創作後 50 年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

例えば、法人著作に係るコンピュータ・プログラムの著作物が、2007 年 3 月 12 日に作成され、公表されなかった場合には、創作後 50 年の期間の終期を計算するときは、2008 年 1 月 1 日から 50 年であるので、期間の終期は 2057 年 12 月 31 日である。

以上

（原稿受領 2007.5.7）

第 10 回 全国一斉無料特許相談会を実施します！

日本弁理士会では、7 月 1 日の弁理士の日を記念して、全国各地で一斉無料特許相談会を開催します。特許・実用新案・意匠・商標の出願に関する事柄のほか、訴訟、調査、外国での特許取得などに関する事柄について、弁理士が無料で相談に応じます。お気軽にご相談ください！

開催日時：6 月 30 日（土）10：00～16：00

場 所：全国 46 箇所で実施します。

くわしい案内・場所については、日本弁理士会ホームページをご覧ください。（URL：<http://www.jpaa.or.jp/>）